さいたま市の取組の紹介

詳しくは市HPからご確認ください▶

男女共同参画に関する相談案内

●**女性の悩み電話相談**　女性の生き方、家族の問題、職場や近隣の人間関係などの相談に応じます。

実施場所	日　時（年末年始を除く）	電話番号
男女共同参画相談室（子ども家庭総合センター内）	月曜日～金曜日　10:00～20:00 土・日・祝休日　10:00～16:00	048-711-6650
浦和区役所女性の相談室	毎週月・火・水・金曜日 10:00～17:00（祝休日を除く）	048-829-6129
中央区役所女性の相談室	毎週火・金曜日 10:00～17:00（祝休日を除く）	048-840-6132
岩槻区役所女性の相談室	毎週月・水曜日 10:00～17:00（祝休日を除く）	048-790-0158

●**女性の法律相談（予約制）**　女性が抱えている問題について女性弁護士が相談に応じます。

実施場所	日　時（年末年始を除く）	電話番号
パートナーシップさいたま（男女共同参画推進センター）	第2水曜日 13:00～15:50	予約電話　048-642-8107
男女共同参画相談室（子ども家庭総合センター内）	第1・3火曜日 13:00～15:50	予約電話　048-711-5739

●**男性の悩み電話相談**　男性の生き方、家族の問題、職場や近隣の人間関係などの相談に応じます。

実施場所	日　時（年末年始を除く）	電話番号
男女共同参画相談室（子ども家庭総合センター内）	第2・第4日曜日 13:00～16:00	048-711-6101

●**男性の法律相談（予約制）**　男性が抱えている問題について弁護士が相談に応じます。

実施場所	日　時（年末年始を除く）	電話番号
パートナーシップさいたま（男女共同参画推進センター）	第4水曜日 16:30～19:20	予約電話　048-642-8107

●**女性のDV相談電話**　048-762-3880　月～金曜日（祝休日、年末年始を除く）　10:00～17:00　※緊急の際は、最寄りの警察へ

さいたま市にはほかにも様々な分野の相談窓口があります。詳細はこちらからご確認ください。▶

Topics × Information（トピックス × インフォメーション）

男女共同参画施策に関する苦情申出制度

市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情の申出を苦情処理委員が中立・公正な立場で適正かつ迅速に処理する制度です。

事例

勤労者全てを対象とした制度についての広報であるにもかかわらず、男性をイメージする言葉やイラストが使われている。
（出典：内閣府男女共同参画局ＨＰ）

詳しくはこちらへ⬆

おすすめ動画の紹介

一般社団法人　痴漢抑止活動センターが学生向けに制作した動画です。

痴漢犯罪の実態や回避、対処のアドバイスをわかりやすく紹介しています。

痴漢抑止活動センターのホームページから見ることができます。

【URL】https://scbaction.org/contents_229.html

動画へはこちらから⬆

本誌へのご意見・ご感想は人権政策・男女共同参画課男女共同参画推進センターまで。FAX、E-mail、HPでも受け付けています。

令和７年10月1日発行
【編集・発行】さいたま市市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課男女共同参画推進センター
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町１-10-18　シーノ大宮センタープラザ３階
TEL▶048-643-5816　FAX▶048-643-5801
E-mail▶danjo-kyodo-kikaku@city.saitama.lg.jp
この情報誌は森林資源保護のため、再生紙を使用しています。42,000部作成し、1部あたり14.2円です。